

総務省 規制の事前評価書

(認定放送持株会社制度における議決権保有制限の緩和)

所管部局課室名：情報流通行政局 放送政策課

電話： 03-5253-5776

メールアドレス： housou-seisaku-kenkyu@soumu.go.jp

評価実施時期： 平成 27 年 1 月

1. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点

現行制度において、一の者が保有できる認定放送持株会社の議決権の上限は原則 3 分の 1 に制限されているが、当該一の者が支配関係を有する地上基幹放送事業者の放送対象地域と認定放送持株会社の傘下の地上基幹放送事業者の放送対象地域が重複する場合には、放送の多元性・多様性・地域性を確保する観点から、当該保有できる議決権の上限が 10 分の 1 に制限されている。

今般、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 96 号）が成立し、「関係会社（認定放送持株会社が支配関係を有する者）」を当該認定放送持株会社の傘下とすることが可能となったことに伴い、認定放送持株会社の議決権の保有制限について、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準（マスメディア集中排除原則）との整合性を確保するための規制の見直しを行う必要がある。

(2) 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性

① 新設又は改廃の目的

平成 25 年 8 月に公表された「放送政策に関する調査研究会」の「第一次とりまとめ」を踏まえ、放送法の改正により、認定放送持株会社の傘下に、「子会社」だけでなく「関係会社」を置くことを認めたほか、認定放送持株会社制度と密接に関連するマスメディア集中排除原則の在り方についても見直しを行うこととし、検討を行った結果、放送法施行規則を改正し、認定放送持株会社制度における議決権保有制限の一部を緩和することにより、マスメディア集中排除原則との整合性を確保するため。

② 新設又は改廃の内容

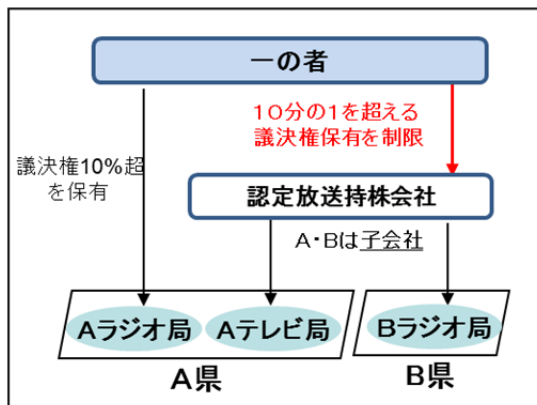
現行制度において、一の者が保有できる認定放送持株会社の議決権の上限は原則 3 分の 1 に制限されているが、当該一の者が支配関係を有する地上基幹放送事業者の放送対象地域と認定放送持株会社の傘下の地上基幹放送事業者の放送対象地域が重複する場合に当該保有できる議決権の上限は 10 分の 1 に制限されている。

本改正は、一の者が支配関係を有する地上基幹放送事業者の放送対象地域と当該一の者が議決権を保有する認定放送持株会社の傘下の地上基幹放送事業者の放送対象地域が重複する場合であって、一の者が支配関係を有する地上基幹放送事業者の放送系の数がテレビジョン 1、ラジオ 4 以内である場合に限り、当該一の者が保有できる認定放送持株会社の議決権の上限を 3 分の 1 に緩和すること

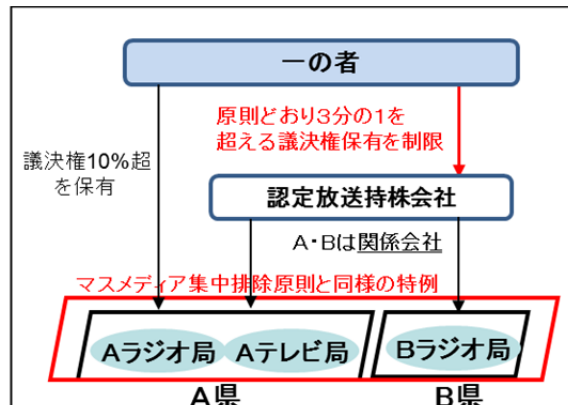
とするものである。

<認定放送持株会社の議決権保有制限の例>

【省令改正前】



【省令改正後】



③新設又は改廃の必要性

現行制度におけるこうした議決権保有制限については、マスメディア集中排除原則と同様、放送の多元性・多様性・地域性を確保することを目的としており、現に本制度において一の者が保有できる認定放送持株会社の議決権の上限（閾値）についてもマスメディア集中排除原則と整合的に設定してきたところである。

今般、放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成26年法律第96号）が成立し、「関係会社（認定放送持株会社が支配関係を有する者）」を当該認定放送持株会社の傘下とすることが可能となったところであるが^(注)、これに伴い、認定放送持株会社の傘下の関係会社となる基幹放送事業者が増加し、一の者が保有できる認定放送持株会社の議決権の上限が（原則の3分の1から）10分の1に制限される事案の発生が想定され、認定放送持株会社に対する議決権保有制限の緩和を行わない場合、現行のマスメディア集中排除原則で認められている特例の内容との整合性が失われることとなる。マスメディア集中排除原則においては、従前から当該原則の特例として、放送系の数がテレビジョン1、ラジオ4以内であれば一の者による支配が認められていたところであり、今回改正により、認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則との間の規制の整合性を確保する必要がある。

(注) 平成26年2月、規制の事前評価「認定放送持株会社の認定の要件の緩和」を実施済み。

○関連する主要な政策：情報通信（ICT政策）

政策11 放送分野における利用環境の整備

○法令の名称・関連条項とその内容

- ・放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第207条第3項、第4項及び第5項
- ・一の者が保有できる認定放送持株会社の議決権の上限を規定するもの。

2. 規制の新設又は改廃案の規制の費用及び便益

(1) 規制の費用

①遵守費用

新たな遵守費用は発生しない。

②行政費用

新たな行政費用は発生しない。

③その他の社会的費用

今回の改正により、一の者が保有する認定放送持株会社の議決権の上限が緩和されることとなるため、認定放送持株会社の傘下の放送事業者に対する一の者の関与が強くなる可能性があり、当該緩和により放送法が要請する放送の多元性・多様性・地域性について影響を与える可能性がある。

(2) 規制の便益

①遵守便益

認定放送持株会社の議決権保有制限の緩和は、放送事業者のグループ経営を通じた経営基盤の強化を可能とするものであり、具体的には、資金調達の容易化、経営資源の効率的運用、連携ニーズへの柔軟な対応、事業経営の安定性確保、競争力の強化といった効果が期待される。

②行政便益

新たな行政便益は発生しない。

③その他の社会的便益

認定放送持株会社の議決権保有制限の緩和は、放送の多元性・多様性・地域性を確保しつつ、放送事業者の経営基盤強化を可能とするものであり、これは放送法が要請する放送の国民への最大限の普及に寄与するものである。

3. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

今回の規制緩和については、「放送の最大限の普及」に対する寄与と、「放送の多元性・多様性・地域性」に与える影響の間で比較衡量を行うことが必要となるが、本件に係る社会的費用については、規制緩和の範囲が現行のマスメディア集中排除原則の特例の範囲内にとどまることから、今回の規制緩和による費用は必要最小限のものであると判断することができ、認定放送持株会社の議決権保有制限の緩和を行うことが適当であると考えられる。

4. 規制の新設又は改廃案と代替案との比較

本改正は、放送の普及及び健全な発達の観点から、放送の多元性・多様性・地域性の確保に支障がない範囲で規制緩和を行うものであり、現時点においては代替案はない。

5. 有識者の見解、評価に用いた資料その他関連事項

(1) 有識者の見解

「放送政策に関する調査研究会」の「第一次とりまとめ」（平成25年8月公表）において、「認定放送持株会社制度の在り方は、マスメディア集中排除原則

の在り方を含めて検討することが適当である。」と提言されており、この内容を踏まえたものである。

(2) 評価に用いた資料その他関連事項

「放送政策に関する調査研究会」の「第一次とりまとめ」（平成 25 年 8 月公表）
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000056.html

6. レビューを行う時期又は条件

今後の認定放送持株会社のグループ経営の実態や社会情勢等を踏まえ、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。